

【リンクはご自由にお貼りください】【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)・第7回期日(20210423)で提出された書面です。

平成31年(ワ)第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件  
原告 原告1 外5名  
被告 国

## 証拠説明書8 (甲A号証)

2021年4月22日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大畑 泰次郎

同 弁護士 寺野 朱美

同 弁護士 三輪 晃義

同 弁護士 山岸 克巳

同復代理人 弁護士 佐藤 倫子

同 弁護士 宮本 庸弘

| 号証        | 標目   | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日             | 作成者  | 立証趣旨   |
|-----------|--|----------------|---------------------------|------|--|
| 甲A<br>337 | 国際人権法-国際基準のダイナミズムと国内法との協調(第2版)(信山社, 2016年)<br>36頁から39頁, 538頁から551頁, 578頁から581頁, 598頁から613頁 | 写し             | 2016年                     | 申恵丰  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際人権保障の履行を確保する制度として, 条約機関への報告制度, 国連人権理事会の普遍的定期審査などがあること</li> <li>・条約機関として, 自由権規約40条に基づく自由権規約委員会, 女性差別撤廃条約17条に基づく女性差別撤廃委員会などがあること</li> <li>・報告制度の概要</li> <li>・普遍的定期審査の概要など</li> </ul>   |
| 甲A<br>338 | LGBTをめぐる法と社会(日本加除出版, 2019年)第9章(186頁から213頁)   | 写し             | 2019年                     | 谷口洋幸 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向や性自認に基づく差別の禁止, 同性カップルの保護などLGBTをめぐる人権問題について, 2000年以降, 多くの報告制度において取り上げられるようになり, 2010年以降は条約機関の一般的意見や一般的勧告でもこれらの問題が積極的に取り上げられるようになってきたこと</li> <li>・2006年に開始された国連人権理事会の普遍的定期審査では, 多くの国の審査で性的指向や性自認に基づく差別の禁止, 同性カップルの保護などLGBTをめぐる人権問題について何らかの勧告が出されていること</li> <li>・自由権規約やジョグジャカルタ原則などで確立された性的指向や性自認に基づく権利利益の制約や差別は許されないという法規範が, これらの履行確保措置において実際に実践されていること</li> <li>・LGBTの人権保障に反対する目的で採択された「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」(伝統的価値決議)等に対し, 日本は反対票を投じたことなど</li> </ul> |
| 甲A<br>339 | 外務省HP(URP(普遍的・定期的レビュー)の概要)   | 写し             | 印刷日<br>2020年<br>1月20<br>日 | 外務省  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普遍的定期制度の概要</li> <li>・日本に対する第1回, 第2回第3回審査が実施された時期, それらの成果文書が人権理事会本会合で正式に採択された時期</li> <li>・日本が, 普遍的提起審査のフォローアップを自発的に行ったことおよびその時期など</li> </ul>  |

| 号証          | 標目   | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日             | 作成者       | 立証趣旨   |
|-------------|--|----------------|---------------------------|-----------|--|
| 甲A<br>340   | Wikipedia(国際連合人権理事会)   | 写し             | 印刷日<br>2020年<br>1月20<br>日 | Wikipedia | ・日本が、2006年に初代理事国に当選して以降、5期に渡って国連 人権理事会の理事国を務めていること、その具体的な時期など  |
| 甲A<br>341   | 外務省HP(報道発表国連人権理事会理事国選挙の投票結果)   | 写し             | 2019年<br>10月18<br>日       | 外務省       | ・日本が、2006年に初代理事国に当選して以降、5期に渡って国連 人権理事会の理事国を務めていること、その具体的な時期など  |
| 甲A<br>342-1 | UNIVERSAL PERIODIC REVIEW<br>Report of the Working<br>Group on the Universal<br>Periodic Review<br>Japan | 写し             | 2008年<br>5月30<br>日        | 国連人権理事会   | ・第1回審査の過程において、カナダが日本に対し、性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置を講じることを勧告したこと<br>・2008年5月9日に行われた日本に対する第 回目の普遍的定期審査の際、日本は、「性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できないと考えており、教育活動を通じて性的指向に基づく差別を撤廃しようとしている。政府は、性適合手術及びその他の性同一性障害者に対する治療は、正当な医療行為として認められている」旨を述べた。また、「一定の条件を満たす性同一性障害者については、家庭裁判所の審判によって、法令上の性別の取扱いについて変更が可能である。」と返答したことなど |
| 甲A<br>342-2 | UPR第1回日本政府審査・結果文書(仮訳)  | 写し             | 不明                        | 外務省       | 甲A342-1の訳文   |
| 甲A<br>343-1 | Report of the Working<br>Group on the Universal<br>Periodic Review<br>Japan                              | 写し             | 2012年<br>12月14<br>日       | 国連人権理事会   | ・第2回審査の過程において、カナダ、スイスなどの6か国が日本に対し、性的指向に基づく差別からの法的保護の強化などを勧告したことなど  |
| 甲A<br>343-2 | URP第2回日本政府審査・結果文書(仮訳)  | 写し             | 不明                        | 外務省       | 甲A343-1の訳文   |

【リンクはご自由にお貼りください】【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)・第7回期日(20210423)で提出された書面です。

| 号証          | 標目   | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日             | 作成者                 | 立証趣旨  |
|-------------|--|----------------|---------------------------|---------------------|---|
| 甲A<br>344-1 | Report of the Working Group on the Universal Periodic Review* Japan  | 写し             | 2018年<br>1月4日             | 国連人権理事会             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回審査の過程において、メキシコ、オランダなどの13か国が日本に対し、性的指向に基づく差別の法的な禁止などを勧告したこと</li> <li>・スイスやカナダのように国レベルで同性婚を承認することを明示的に勧告した国もあったことなど</li> </ul>   |
| 甲A<br>344-2 | UPR第3回日本政府審査・結果文書(仮訳)  | 写し             | 不明                        | 外務省                 | 甲A343-1の訳文  |
| 甲A<br>345-1 | Discrimination and violence against individuals based on their sexual orientation and gender identity<br>Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights | 写し             | 2015年<br>5月4日             | 国連人権理事会             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年5月、国連人権高等弁務官が、性的指向や性自認に基づく個人に対する差別や暴力に関する報告書を提出したこと</li> <li>・国連人権高等弁務官が、加盟国に対し、上記報告書の第79号(h)において、性的指向や性自認に基づく差別解消措置として、同性どうしの関係性やその子どもたちに異性間の婚姻と等しい保証を与えることを明示的に勧告したことなど</li> </ul> |
| 甲A<br>345-2 | 性的指向および性自認に基づく個人に対する差別および暴力<br>国連人権高等弁務官事務所による年次報告書  | 写し             | 不明                        | 外務省                 | 甲A345-1の訳文  |
| 甲A<br>346-1 | UN LGBTI CORE GROUPのHP (Core Group History/ Members)   | 写し             | 印刷日<br>2020年<br>1月20<br>日 | UN LGBTI CORE GROUP | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年、11の国と地域、国連人権高等弁務官と2つの国際NGOによって国連LGBTIコアグループ(United Nations LGBTI CORE GROUP)が結成されたこと</li> <li>・日本はその構成国の1つであることなど</li> </ul>  |

| 号証          | 標目  | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日       | 作成者          | 立証趣旨  |
|-------------|---|----------------|---------------------|--------------|---|
| 甲A<br>346-2 | 国連LGBTIコアグループのホームページ<br>(コアグループの歴史)   | 写し             | 不明                  |              | 甲A346-1の訳文  |
| 甲A<br>347-1 | UN declaration on sexual orientation and gender identity  | 写し             | 2008年<br>12月18<br>日 | 日本含む66か<br>国 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年12月の国連総会に「性的指向および性自認に関する宣言」(UN declaration on sexual orientation and gender identity)と題する66か国の共同 声明が提出され、採択されたこと</li> <li>・日本は同声明の原案提出国の一つとして名前を連ねていたことなど</li> </ul> |
| 甲A<br>347-2 | 性的指向と性自認に関する<br>国連宣言  | 写し             | 不明                  | 外務省          | 甲A347-1の訳文  |
| 甲A<br>348-1 | FOLLOW-UP TO AND IMPLEMENTATION OF THE VIENNA DECLARATION AND PROGRAMME OF ACTION<br>Resolution adopted by the Human Rights Council* 12/21. Promoting human rights and fundamental freedoms through a better understanding of traditional values of humankind | 写し             | 2009年<br>10月12<br>日 | 国連人権理事<br>会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2009年10月の第12回人権理事会において、LGBTの人権保障に反対する目的で「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」(伝統的価値決議)(A/HRC/RES/12/21)が採択されたこと</li> <li>・これに対し、日本は反対票を投じたことなど</li> </ul>                 |
| 甲A<br>348-2 | ウィーン宣言および行動計画のフォローアップおよび実践<br>人権理事会採択決議* 12/21. 人類の伝統的価値観に対する理解を深めることを通じた人権と基本的自由の促進  | 写し             | 不明                  | 外務省          | 甲A348-1の訳文  |

| 号証          | 標目   | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日 | 作成者     | 立証趣旨  |
|-------------|--|----------------|---------------|---------|---|
| 甲A<br>349-1 | URP第1回日本審査フォローアップ(英文)  | 写し             | 2011年<br>3月   | 日本      | 日本が、2011年3月の第16回国連人権理事会における普遍的定期審査の第1回審査のフォローアップにおいて、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年12月の第63回国連総会で採択された「性的指向および性自認に関する宣言」では、コアグループの一員として署名を行ったと述べたことなど |
| 甲A<br>349-2 | URP第1回日本審査フォローアップ(仮訳)  | 写し             | 不明            | 外務省     | 甲A349-1の訳文  |
| 甲A<br>350-1 | Resolution adopted by the Human Rights Council*<br>16/3<br>Promoting human rights and fundamental freedoms through a better understanding of traditional values of humankind | 写し             | 2011年<br>4月8日 | 国連人権理事会 | ・2011年3月の第16回国連人権理事会において、再び、LGBTの人権保障に反対する目的で「人類の伝統的価値観のよりよい理解を通じた人権および基本的自由の促進決議」(伝統的価値決議)(A/HRC/RES/16/3)が採択されたこと<br>・これに対し、日本は反対票を投じたことなど              |
| 甲A<br>350-2 | 人権理事会採択決議*<br>16/3<br>人類の伝統的価値観に対するよりよい理解を通じた人権と基本的自由の促進   | 写し             | 不明            | 外務省     | 甲A350-1の訳文  |
| 甲A<br>351-1 | Joint statement  | 写し             | 2017年<br>1月   | 日本外     | ・2011年3月の第16回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに日本が署名したこと及びその内容など   |

| 号証          | 標目  | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日      | 作成者     | 立証趣旨   |
|-------------|---|----------------|--------------------|---------|--|
| 甲A<br>351-2 | 共同声明  | 写し             | 不明                 |         | 甲A351-1の訳文   |
| 甲A<br>352-1 | URP第2回日本審査フォローアップ(英文)(抜粋)   | 写し             | 2017年<br>1月        | 日本      | ・2017年1月、日本が自発的に行った普遍的定期審査の第2回審査のフォローアップにおいて、日本は、性的指向に基づく人権侵害が許されるべきではないとの考えから、2008年12月の第63回国連総会で採択された「性的指向および性自認に関する宣言」ではコアグループの一員として署名を行い、2011年6月の第17回国連人権理事会および2014年9月の第27回国連人権理事会で採択された「人権、性的指向および性自認」と題する決議に賛成し、更に2011年の第16回国連人権理事会および2015年の第29回国連人権理事会で実施された性的指向に関する共同ステートメントに署名していると述べたことなど |
| 甲A<br>352-2 | URP第2回日本審査フォローアップ(仮訳)(抜粋)   | 写し             | 不明                 | 外務省     | 甲A352-1の訳文   |
| 甲A<br>353-1 | Resolution adopted by the Human Rights Council 26/11 Protection of the family | 写し             | 2014年<br>7月16<br>日 | 国連人権理事会 | ・2014年7月の第26回国連人権理事会において、「家族の保護」と題する決議(A/HRC/RES/26/11)が採択されたこと<br>・日本は賛成票を投じたことなど   |
| 甲A<br>353-2 | 人権理事会によって採択された決議<br>26/11 家族の保護   | 写し             | 不明                 | 外務省     | 甲A353-1の訳文   |

【リンクはご自由にお貼りください】【有償配布 及び Web(ホームページ、ブログ、facebook等)へのアップロードや転載はおやめください】・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟(大阪地裁)・第7回期日(20210423)で提出された書面です。

| 号証          | 標目  | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日             | 作成者            | 立証趣旨  |
|-------------|---|----------------|---------------------------|----------------|---|
| 甲A<br>354-1 | Resolution adopted by the Human Rights Council 27/32 Human rights, sexual orientation and gender identity | 写し             | 2014年<br>10月2<br>日        | 国連人権理事<br>会    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年9月の第27回国連人権理事会において、「人権、性的指向および性自認」と題する決議 (A/HRC/RES/27/32) が採択されたこと</li> <li>・日本は賛成票を投じたことなど</li> </ul>  |
| 甲A<br>354-2 | 人権理事会によって採択された決議 27/32 人権、性的指向および性自認  | 写し             | 不明                        | 外務省            | 甲A354-1の訳文  |
| 甲A<br>355   | EMAHP(世界の同性婚)   | 写し             | 印刷日<br>2021年<br>4月15<br>日 | NPO法人<br>EMA日本 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同性婚が施行された国地域名、施行時期など</li> </ul>   |
| 甲A<br>356   | 第3次男女共同参画基本計画(抄)  | 写し             | 2010年<br>12月17<br>日       | 日本             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において「性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」「性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む」と記載されていることなど</li> </ul>   |
| 甲A<br>357   | 第4次男女共同参画基本計画(抄)  | 写し             | 2015年<br>12月25<br>日       | 日本             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合(中略)については実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」「法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる」と記載されていることなど</li> </ul> |



| 号証        | 標目               | 原本<br>写し<br>の別 | 作成<br>年月<br>日        | 作成者            | 立証趣旨   |
|-----------|------------------|----------------|----------------------|----------------|--|
| 甲A<br>358 | 第5次男女共同参画基本計画(抄) | 写し             | 2020年<br>12月25<br>日  | 日本             | ・2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)において「性的指向・性自認(性同一性)に関すること(中略)等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。」「人権問題が生じた場合に、法務局・地方法務局の人権相談所を相談者が幅広く安心して利用できるよう、相談員の専門性の向上も含め、人権相談体制を充実させる。」「学校における性的指向・性自認(性同一性)に係る児童生徒等への適切な対応を促すため、相談体制の充実や関係機関との連携を含む支援体制を整備する。」と記載されていることなど |
| 甲A<br>359 | 質問主意書            | 写し             | 2020年<br>6月11<br>日提出 | 衆議院議員源<br>馬謙太郎 | ・国勢調査において同性カップルが家族として扱われていないことが2010年から問題視されていたこと、2020年においてもまだ改善されていないことなど  |
| 甲A<br>360 | 新聞記事             | 写し             | 2020年<br>8月18<br>日   | 毎日新聞社          | ・上記について2015年にも複数の当事者団体が正確な記載や集計を求めて総務省に要望書を提出していたことなど  |
| 甲A<br>361 | 新聞記事             | 写し             |                      | しんぶん赤旗         | ・上記について2020年8月25日、9団体が共同で同性カップルを世帯として集計するよう、高市早苗総務大臣に要望書を提出したことなど  |
| 甲A<br>362 | 高市総務大臣閣議後記者会見の概要 | 写し             | 220年8<br>月25日        | 総務省            | ・高市総務大臣が同性パートナーを配偶者として集計しない旨を回答したことなど  |